

平成25年3月29日

各位

三井住友信託銀行株式会社

教育資金贈与信託（愛称：孫への想い）の取扱開始について

三井住友信託銀行株式会社（取締役社長 常陰 均）は、新しい信託商品「教育資金贈与信託（愛称：孫への想い）」の取り扱いを平成25年4月1日（月）より開始いたします。

教育資金贈与信託（愛称：孫への想い）は、お孫さま等へ教育資金※として非課税で金銭を一括贈与することができるものであり、平成25年度税制改正によって新たに創設された制度に基づく信託商品です。

税制上の優遇措置として、本商品を通じて平成25年4月1日から平成27年12月25日までに直系尊属からお孫さま等へ教育資金※の一括贈与が行われた場合、1,500万円を上限として贈与税が非課税となります。

当社では、贈与されるお客さまの「教育資金※として有効に活用してほしい」との想いを形にし、確実にお孫さま等に教育資金※としてご活用いただけるよう、教育資金※へのお支払いが確認できるもの（領収書・請求書等）の提示により払出いたします。

また、信託期間中は元本補てん契約のある金銭信託でお預かりいたします。

本商品に関するご相談は当社本支店までお問い合わせください。

当社では、今後とも、より多くのお客さまのニーズにお応えできるよう、一層の商品、サービスの充実を目指してまいります。

※教育資金：「学校等に支払われる入学金、授業料等」および「学校以外の者に支払われる金銭のうち500万円まで」のもの

以上

＜教育資金贈与信託の商品概要＞

ご利用いただける方	委託者：受益者の直系尊属である個人のお客さま 受益者：30歳未満の個人のお客さま
申込受付期間	平成25年4月1日～平成27年12月25日の銀行営業日
信託期間	次に掲げる事由のいずれか早い日に終了するものとします。 ①受益者が30歳に達した日 ②受益者が亡くなられた日 ③信託財産が無くなった日
信託金額	5,000円以上1,500万円以下（1円単位）
追加信託	5,000円以上1円単位で可能。ただし、申込受付期間内および信託金額上限（非課税拠出額1,500万円）の範囲内とします。
信託報酬	
①設定時信託報酬	かかりません。
②運用信託報酬	運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額を毎年3・9月25日にいただきます。
支払方法	受益者さまからご提出いただく領収書等に基づき、以下の方法で元本を分割して受益者さまへお支払いします。 ①領収書払い 教育資金の支払いに充てた領収書等（信託設定日以降、支払日から1年以内）および当社所定の払出請求書をご提出いただき、払出請求書に記載された金額を一部解約し、予めご指定いただいた受益者さま名義の普通預金口座へご入金します。 ②振込払い 教育資金の支払いについての請求書等および当社所定の払出請求書をご提出いただき、請求書に記載された金額を一部解約のうえ、受益者さま名義の普通預金を経由して、支払先へお振込します（振込にかかる手数料は、教育資金に該当しませんので、別途受益者さまにご負担いただきます）。なお、振込払いは当社店頭のみのお取扱いです。
事務手数料	お支払手続きに際しては、当社所定の手数料をいただく場合があります。但し、平成25年9月30日までにお申し込みいただいた場合は、信託終了時まで事務手数料を無料といたします。
取扱店舗	三井住友信託銀行の国内本支店でお取り扱いいたします。

詳しい商品内容については当社ホームページの「教育資金贈与信託」をご覧ください。